

児童福祉サービス(障害児通所支援サービス)について



サービスの内容

●児童発達支援

就学前の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知能技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

●医療型児童発達支援

肢体不自由児を対象に、厚生労働大臣が指定する医療機関に通わせ、児童発達支援及び治療を行います。

●放課後等デイサービス

就学中の障がい児を対象に、授業の終了後や休業日に施設へ通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

●保育所等訪問支援

保育所などを現在利用している障がい児、又は利用する予定のある障がい児を対象に、保育所等で集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

【日田市内の事業所】

*サービスの負担金は、所得に応じて決定します。

児童発達支援

*こども発達支援センター「銀河」	TEL0973-26-3111	日田市中釣町 485-3
*こどもデイサービス ピーす	TEL0973-24-2451	日田市淡窓 1 丁目 53-5
*児童発達支援センター ぴ〜と	TEL0973-28-5626	日田市吹上町 1182
*ことばひろば	TEL0973-23-6100	日田市新治町 189-5
*さわやか愛の家 ひた館	TEL0973-25-5002	日田市田島 1 丁目 7 番 184 号

放課後等デイサービス

*こども発達支援センター「銀河」	TEL0973-26-3111	日田市中釣町 485-3
*こどもデイサービス ピーす	TEL0973-24-2451	日田市淡窓 1 丁目 53-5
*プラス+ *あしすと	TEL0973-29-8390	日田市三本松新町 7 番 7 号
*放課後デイサービス にじっこ	TEL0973-28-6775	日田市日ノ隈町 196-6
*児童発達支援センター ぴ〜と	TEL0973-28-5626	日田市吹上町 1182
*ことばひろば	TEL0973-23-6100	日田市新治町 189-5
*さわやか愛の家 ひた館	TEL0973-25-5002	日田市田島 1 丁目 7 番 184 号
*こどもプラス日田教室	TEL0973-29-8707	日田市元町 18-18

保育所等訪問支援

*ことばひろば	TEL0973-23-6100	日田市新治町 189-5
---------	-----------------	--------------

障害児通所支援サービスの対象

- 障害者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳)をお持ちの児童
 - 児童相談所や医療機関から意見書等で、療育の必要性を認められた児童
- *障がいや診断名がなくても、支援の必要性が認められれば対象となります

相談支援事業所

福祉サービス利用の相談やサービスの利用計画の作成等を行います。

*相談や計画作成の費用は無料です。

【日田市内の事業所】

*B e eすけっと	TEL0973-27-6251	日田市淡窓 1 丁目 2-5
*はぎの	TEL0973-24-2451	日田市淡窓 1 丁目 53-5
*ポノ	TEL0973-28-5384	日田市田島本町 5-30 第 2 エトビル 2 号
*五蘊の風	TEL0973-28-8000	日田市城内新町 1733-13



* 児童通所福祉サービスの利用の流れ *



相談・申請

- 相談支援事業者や市の社会福祉課(障害福祉係)に相談することができます。
- サービスの利用を希望する場合は、市の社会福祉課(障害福祉係)窓口で申請することができます。(* 申請は、原則として保護者が行います。)

市の職員と面接

- 支援の必要性を把握のために、聞き取り調査が行われます。
(内容: お子さんの心身の状況、置かれている環境、保護者の状況、他のサービスの利用状況など)

相談支援事業所と話し合う

- 相談支援事業所と保護者が話し合い「障害児支援利用計画・案」を作成します。
* 保護者などによる作成も可能。 * 計画案は、市へ提出します。

支給決定後、受給者証が届く

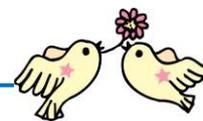
- 市では、お子さんの状況や保護者の意向、児童相談所などの意見、障害児支援利用計画案などを踏まえ、サービスの支給の要否や支給量、支給期間、負担金などを決定し、申請者に通知します。

相談支援事業所や利用事業所と話し合う

- 決定した内容に基づき、相談支援事業所や利用事業所と話し合い、「障害児支援利用計画」を作成します。 * 保護者などによる作成も可能 * 計画は、市へ提出します。

サービスの利用開始

- サービス提供事業所と契約を結び、サービスの利用を開始します。



サービスの利用途中

- サービスの量や内容等については、利用開始後も一定の期間ごとに確認(モニタリング)を行い、必要に応じて見直しを行います。